

霧島市過疎地域産業開発促進条例の一部改正について

霧島市過疎地域産業開発促進条例の一部を次のように改正する。

令和 7 年 6 月 9 日 提 出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例

霧島市過疎地域産業開発促進条例（平成17年霧島市条例第247号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第5条の13第9項」を「第5条の13第8項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）が改正されたことに伴い、引用条項にずれが生じることから、本条例の所要の改正をしようとするものである。